

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年6月18日（木）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-4 最適な行政組織とは

10:01

- 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-4 最適な行政組織とは

◎結論

各所管課長から、各委員から要求のあった資料について説明があり、協議しました。

◎発言内容

○高林修委員長 本日の協議事項は、行政区再編協議、行程2、区のあり方のうち、2-4、最適な行政組織になります。

委員会に先立ってお願いしてありましたとおり、まず、委員の皆様のお考えになる最適な行政組織について、具体的でも観念的でもまた理想論でも結構ですので、御意見をいただきたいと思います。

大変恐縮ですが、私のほうから指名をさせていただきますが、まず、鈴木幹夫副委員長からよろしくお願いします。

○鈴木幹夫副委員長 最適な行政組織とはということで、まず1つ目には、これまで行程2で皆さんと協議してきましたように、住民自治が推進され、都市内分権がしっかり機能する、そういった行政組織ということではないかと思います。

そのためには、区役所において総合行政がしっかり実現することが大事なところだと思います。そのために、区長や区役所に大胆に権限、財源を移譲しなければいけないと思いますし、また、区役所で完結するためそういった部署や人員を配置する、それに見合った区役所人事が必要になるのではないかと思います。

専門性を持った人たちの人事配置についてはいろいろ取り沙汰されていますが、ICTの活用等を考えると、1か所に固まっている必要性が希薄になってきているのではないかと感じます。

それから、協働センターと区役所との連携強化、あるいは役割分担を精査することによって、より住民の声が区政、市政に届きやすいシステム。

それから、区の協議会ですが、これは地方自治法に基づくこの組織の機能をしっかり強化する。つまり市の諮問事項の審議だけではなくて、住民の意見に基づく建議をどんどん積極的にやっていくような、

そういった区の協議会であるべきだと思います。

ただ、今まで言ってきたことは、本庁、区役所、協働センター等の出先機関の役割分担ということが大いに関わってくるのですが、合併時からのいきさつで、地域によって大分特色、地域差がありますので、そういった地域性を考慮していく必要があると思います。

それから、2つ目ですが、最少の支出で最大の行政効果が得られる組織、これまでもやってきたことだと思いますが、本庁、区役所、出先機関の重複した業務とか事務量の軽重による業務の統廃合や再配置や、公共施設の適正化、長寿命化といったこれまでやってきたことも、引き続きさらにやっていかなければいけないと思います。

○高林修委員長 それでは次に、鈴木育男委員。

○鈴木育男委員 今、詳しく鈴木副委員長がおっしゃってくれたので、私のほうはそのとおりだなと思うぐらいなものですが、ただ、間違いないことは、社会構造の変化がどんどん進んでいく中で、市政への住民の期待の中身も変わってきていることは確かなことだと思います。これから本当に何が必要で、何が切るべきものかの選択が必要になってくるということだと思っています。

そうしたことから、先ほど話がありましたけれども、私は住民自治がしっかりと担保されて、最少の経費で最大の市民福祉が実現できる行政組織が一番望ましいということです。

○高林修委員長 次に太田委員。

○太田康隆委員 重複するかもしれませんが、自分の言葉で述べたいと思います。

最適な行政組織とはということに対して、そもそも最適とはどういうことなのかという、その解釈なのかなと思っています。

自治体の務めは、地方自治法の第1条の2で、住民の福祉の増進を図ることを基本としてとあり、第2条第14項では、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとうたわれているとおり、財政バランスの取れた、財政の健全性の範囲内で、どれだけ行政サービスを充実、つまり市民満足度の最大化を図れるかということに尽きると思います。そうしたことから、最少の費用で最大の効果を上げられる組織が最適な組織ということになるのだろうと思います。

その際、財政の健全性という意味では、きちんと客観的な指標で説明がつかないといけませんし、市民満足度についてもできるだけ客観的な指標に基づいて測られているかどうか検証していく、つまり裏づけが必要だと思います。

ただ、市政運営でどこに重点を置いて行政を進めていくかという意味では主観的な判断が入ってくると思いますので、相対的にもなるだろうし、選択の幅があると思います。あるいはまた、時代も動いていきますので、市民の考え方や時代背景などにも大きく影響を受けるだろうと。

それから、もう一つは、住民は地域に住んでいますので地域性といったものにも影響を受けていくだろうと。元へ戻りますが、そういう意味での幅はあるのだろうけれども、最適ということについては、先ほど申し上げたようなことで判断をしていくことになるのかなというふうに思います。

○高林修委員長 次に、波多野委員。

○波多野亘委員 最適な行政組織については、本庁、区役所、出先機関の機能、役割分担というところもありますが、私もどちらかというと概念的な総論で申し上げさせていただきます。今まで行程2-1、2-2等で区の定義、区のあるべき姿というものを確認してきました。最適な行政組織を考える上では、先ほど太田委員も言いましたが、地方自治法第2条第14項で、最少の経費で最大の効果、そして

第15項では、常にその組織及び運営の合理化に努めるということや、規模の適正化を図らなければならないということが書かれている中で、今の時代、ニーズを考えたときに、住民自治の強化が図られて、それを実現するための都市内分権が推進され、また、広大な市域を誇るこの浜松の中で、地域特性にも鑑みながら、ワンストップ型で満足度の高い行政サービスを行える組織というのが最適な行政組織になってくると思います。

それを考える上では、先ほど太田委員も指摘されましたが、財政とのバランスというところが肝になってくるのではないかと思います。

○高林修委員長 次に、加茂委員。

○加茂俊武委員 ほとんど皆さんが言われたとおりだと思いますが、私も総論的なところで申し上げたいと思います。地方自治法の第2条第14項、第15項がありますので、最少の経費で最大の効果を上げる、規模が適正であるということは前提にあるものだと思います。また、住民の福祉の増進に努めて、そして住民の生活を支える、なおかつ市民満足度が高いというのが最適な行政組織であると思います。そのためには、本庁、区役所、出先機関がそれぞれの役割を効果的に果たしている組織だと思います。その効果的に果たす意味としては、住民自治がしっかりと強化され、都市内分権が機能していて、広大な市域を持つ浜松の地域特性が生かされている組織が最適な行政組織であるという考えです。

○高林修委員長 次に、小野田委員。

○小野田康弘委員 私の考える最適な行政組織とは、ほとんど今、先生方が言われたとおりなのですが、広大な市域を有する浜松市において、様々な特色ある地域特性があります。その中で住民自治の強化をしていくためには、住民に身近な行政機関であるべきです。窓口サービスについても、今後デジタル化、AI化で、その様子は変わってくると思いますが、区役所及び協働センター等の区の出先機関において自己完結ができる体制で行政サービスができるような総合窓口があるべき姿だと思っています。

先ほど来言われているように、最少の経費で最大の効果、民間でいうと費用対効果ということで、そこら辺は行政としてもスマートに今後持っていくべきです。

○高林修委員長 それでは、酒井委員。

○酒井豊実委員 皆さん骨格的なところは出されたと思います。地方自治法に基づいて、的確に住民福祉の増進に全力を挙げるのが地方自治体の姿であり、そしてまた、それを構成する行政組織全体のあるべき方向だと思います。それと、現在の浜松市の行政組織とを比較しながら、きっちり見ていく必要があると改めて思っています。

皆さんも言われたわけですが、私としてもこの浜松市における民主主義の実現が中心にあるべきであり、それについては、住民自治の実現を一番に挙げなければいけないし、その実現のためには12市町村大合併の中心的な理念でもあった都市内分権、一市多制度を実現できる組織体でなければならないと強く思っています。

その実践の中では、今くしくも新型コロナウイルス感染症の対応をする新たな将来を見据える中で、集まる、密集するということから分散へということが改めて各界、各層、専門家から強調をされているところです。私も全くそれには同感をするわけで、では、浜松市はどうかというところがありますが、一地方都市でありますから、東京に比べれば分散的な居住をし、そういう行政も行われているのではないかと思います。しかし、流れとしては、集中、一極というところが非常に目立つわけで、それについては批判的にもう一度、新たな分散とは何かというところを追及すべきだと思っています。

住民自治、住民生活の基本となるところのいわゆる町あるいは村については、県などもそこら辺を模

索していますが、町、村単位のところをもう一度展開する必要があると思っています。そして行政組織では、今ある7つの区ということでいくべきではないかと思っています。そして、今、浜松は、協働ということで、公民館も協働センターというふうに変わりましたが、私としてはやはり住民自治ということであれば、その理念を具体的に実現させるためには、かつての地域自治センターを再構築する必要があると思います。住民自らが浜松市をつくる、市域をつくる、町、村をつくるというところをしっかりと押し出す必要があると思います。

最後になりますが、SDGsの理念にもあるように、ただ一人も取り残さない、そういう市であり行政組織でなければならないと考えています。

○高林修委員長 次に、松下委員。

○松下正行委員 うちの会派も、今回の行程2の中で、ちょっとおさらい的な話から最適な組織というところへ話をさせていただきたいと思っています。

そもそも基礎自治体はあくまでも市、町、村、それから特別区ということで、政令市の区というのは基礎自治体ではないということをはっきり言わせていただきたいと思います。当然ながら政令市は基礎自治体ということになります。そして、都市内分権、これはやはり地方自治体の内部を地域に分けて、各地域にある程度の行政権限を移譲し、自治することというふうに感じています。この地方自治体も大きく2つに分けることができるのではないかというふうに思います。1つは団体自治、そしてもう一つが住民自治です。この団体自治というのは、いわゆる浜松でいうと浜松市行政のほうになると感じています。そして住民自治は、そこに市民とか地域住民がいかに関わってやっていくかというところになると思います。

要は、皆さんも言っているように、この住民自治というものをいかに団体自治、浜松市と近くしていくかということが大事ではないかと思っています。

ここで、ちょっと古い資料ですが、第27次の地方制度調査会の答申を引用させていただきます。

基礎自治体の在り方ということで、住民自治の充実ということが載っています。この分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。様々な方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や重要なパートナーとしてのコミュニティー組織、NPO、その他の民間セクターと協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきであるといったことが書かれています。

また、総務省のコミュニティー研究会の中間取りまとめにも、地域コミュニティーの再生について、いろいろな試案が出ています。その中で、分野横断的な具体策の検討という項目があります。その中の1つ目ですが、プラットフォームの構築ということで、これはいわゆるコミュニティーのプラットフォームという意味だと思いますが、各種団体が連携する場をプラットフォームとして構築、整備することが考えられるとあります。地域コミュニティーの現状、環境、歴史に応じた多様な形態については、今、様々な委員からの発言と通じるところだと思います。

それで、地方自治法上の地域自治区は浜松も経験していて、区の協議会と重なるということで廃止されましたが、この会議の中では、非常に使いにくいという指摘があったというふうにも書かれています。まちづくり、そして地域の問題、行政等は、結局は人次第であり、いかに人づくりをするかということが大事であるということです。

ICTの活用ということでは、浜松市はデジタルファースト宣言をして、推進しています。これも住

民自治の一部を担うのではないかということで、例えば、区役所が遠いか近いとかといった問題は、ICT等を活用しデジタル化していくことによって、100%ではありませんが、解消される、これも使い方だと思っているところです。

そして、行政の関与の在り方というところが出ています。地域住民は、地域コミュニティー活動を行うに当たって、行政への過度なお任せ主義から脱却する必要があると明確に言っています。そして、行政は、地域住民と協働する姿勢で地域形成を進めていくべきだと。これは今も浜松はやっているわけですが、さらに進めるべきだと思っています。

行政は地域住民の声にこれまで以上によく耳を傾けることも必要であると。そして、地域担当制、浜松でいうとコミュニティ担当職員だと思います。それから一括補助金、これは地域へ行政側から補助金を出して、地域でやるべきことは地域でやってもらう。いわゆる協働、雲南市では総働という言葉も使っていますが、こういうことになるのかなと思っています。

最終的に、最適な組織ということでは、今までも発言させていただきましたが、雲南市でやっている小規模多機能型、それから新潟市でやっている地域コミュニティ協議会といったものを参考に、地域住民に近いところでの組織をまずはしっかり立ち上げて、そこに行政側から交付金を出して、やれることはその地域の地域でやってもらう。そして、今の区協議会ですが、浜松は法に基づく設置となっていますが、今までの経験でいうとどうしても形骸化している。そして住民の声、いわゆる建議も少なくなってきたということで、区の協議会で住民の声が反映されて議論されていることが非常に少ないということなので、新潟のように、法ではなく任意の設置に変えるべきだと思っています。

そして、地域のプラットフォームから区の協議会、そして本庁へいかにしっかりと声をつなげ、地域でできるものはプラットフォームを中心に解決をしていく。そのために、行政から補助金、交付金を出す、そういう仕組みがいいのではないかと考えています。

○高林修委員長 かなり具体的などころまで入っていただきましたが、それでは次に、森田委員。

○森田賢児委員 私は住民自治という点でいえば、行政区がどうであれ、歴史的に見ても、校区であったり自治会、また連合自治会という姿がふさわしいと思っています。したがって、この住民自治という点でいえば、区制に頼る必要性は余り感じていません。

行政区の姿ということであれば、地場の問題は地場で対応するといった姿が求められていると思います。個別具体的にいえば、例えば林業振興課というのは北遠地域が担ったほうが良いと思いますし、共通の課題ですが、過疎の問題などは中心部と北遠では異なると思います。ですから、行政区の最適な在り方というのは、私はある程度、そこに共通の課題があること、もっといえば、業務の最適化が図られる姿、これが行政区の最適な姿だと思います。

○高林修委員長 次に、関委員。

○関イチロー委員 意見を申し上げる前に、委員長にちょっとお聞きしたいのですが、2-4という行程の中からいえば、頂いた最適な行政組織を具体的、観念的、理想論で語ってくださいということは、分からないでもないのですが、なぜ今この議論をするのかということをお聞かせいただきたい。それから、この議論をすることによって何を目指しているのかという2点についてお聞かせいただけたらと思います。

○高林修委員長 今、このときということでしょうか。

○関イチロー委員 いえ、最適な行政組織を具体的でも観念的でも理想論でも結構ですので発表してくださいというペーパーが来ましたよね。

○高林修委員長 委員会の運営として、いきなりここで発言を求めるよりは、事前にお渡しをして、この場でお話をさせていただきたいということで、ペーパーを配ったわけです。

行程2-4、最適な行政組織とはという項目になっていますので、2-4というのは行程2の一番最後なので、今までの行程2-1、2-2、2-3を踏まえて、皆さん御発言されていますけれども、まずは皆さんの考えられる最適な行政組織について、ここで一旦お聞きしたいと思っていますし、今の松下委員のように、かなり具体的なお話になれば、当然行程3のほうにも移行するようなこともありますので、この段階でそれをお聞きしたいということです。

なぜと言われますが、最終目的はあくまでも区の再編の有無なので、それを求めるために、今日この委員会では、行程2-4について皆さんのお考えをまずお聞きして、後でちょっと申し上げますけれども、各委員の考えについて、もしお聞きになりたいことがあったら、ここでお聞きになっていただければ結構だと思っています。よろしくお願いします。

○関イチロー委員 承りました。

今までの経緯から言いますと、12市町村が合併をして政令市になったというときに、この議論というのはなかなか難しかったように思います。とりえず時間がないことと、それから、すり合わせてどうしたら一緒になれるのだということをしてきたために、最適な行政組織についての議論というのは難しかったかもしれない。それから、行革の特別委員会が始まったときには可能であったのかどうなのか、そこから多分入っていないのです。それから、本来だったら住民投票の前にそのような議論が必要だったという思いがしています。

ですので、言葉で言えば、皆さんがおっしゃっていることは全くそのとおりでありますが、では、それを具体的にどういうふうに落とし込んでいく作業をしていくのかということが大事なのではないか。

ですので、この議論が収れんをしたいのか敷衍をしていきたいのかというところで、下手をすると大学のゼミあたりの形而上的な話になっていく懸念があるのではないのかという気がしています。

そういう点から言いますと、再三申し上げますけれども、住民自治と地域主権という話は区の再編ということとは分けて考えるべきなのだろうと。そうすると、先ほど森田委員も言いましたが、区の格好というのは、やはりその地域の地域課題に対してどういうふうに対応していくのかという問題意識の中で、区がある必要があるのかなど。

そうしますと、ちょっと具体的に踏み込みますが、都市としてのエリアと自然と共生するエリアがあるという政令市という格好、一種の二面性ですね。多分今までの区の格好というのは、人数バランスに勘案したりとか、それからなるべく公平にしようと、言ってみれば、今までの日本がそういうふうに進んできたような格好だったと思いますが、せっかくこれだけの広大な市域の中に非常に特色を持ったエリアがあるわけですから、その観点での区の再編という話になっていけばいいのではないかと思います。

そういう意味からいくと、当局から出された仮称の北遠区にその副市長がいるとか、それから今、本庁の組織の中に林業振興課がありますけれども、やはりこれもここにあっているものなのかなという気がしています。できましたら、そういう観点で話を進めていくのが建設的というか、具体的な姿に近づいていく一つの手法ではないかなと考えています。

○高林修委員長 それでは、岩田委員。

○岩田邦泰委員 概念的なところから話をさせていただきますと、基本的な考えとして、住民の声が

市の当局にダイレクトに伝わりやすいといったところで、組織的にはフラットな組織という言い方をよくされると思うのですが、そういうことかなと思います。

そのイメージは、先ほども若干、松下委員からも話が出ていたと思うのですが、地区自治会連合会ぐらゐの単位が浜松にはふさわしいとっていて、そこが地域の協働センターを窓口として、本庁の各部署と対応していくようなイメージなのかなと思っています。

それから、フラットな組織のところで、一般論になってしまいますが、民間企業などでは、中間に人を配し過ぎると、なかなか上まで意見が通らない、そして経営判断を誤るといふこともよくある話ですので、経営という面からいけば、同じなのかなと思っています。

あとは、またこれからの議論でいろいろ出てくるのかもしれませんが、ちょっとだけ具体的な話にも入ってしまうかもしれませんが、先ほど来、住民自治それから区役所の権限の強化といったところの話で、区役所がそれぞれ権限を持って力が多くなるということであると、ひとつの浜松ではなくて、ばらばらの浜松になってしまう懸念があるというふうに思っているということがあります。

それから、ICTの活用は私も何遍も質問をさせていただいてきたかと思ひますし、住民がこれからいろいろなサービスを受ける上で、ICTは当然欠かせないと思っています。そこで効率化されたことで人が余るといふ懸念の中で、それは人減らしにつながるのではないかみたいな話もあるのですが、例へば協働センターの事業で、先ほど概念的な話をしたように、住民自治は自治連単位だとかという話になると、やはり協働センターの人員は増強していく必要があると思ひるので、そういうほうに回すということもできると思ひます。それから、区役所という形でなく、市が独自に設置等できる行政センターという提案もあったと思ひますが、そういうところには専門人材の方を配置しておいて、そして、実際の協働センターへ住民の皆様の困り事にアウトリーチで出てきてもらって、一緒にやっていくという流れが一番望ましいような気がすると思ひます。

○高林修委員長 先ほど申し上げたように、皆さんの御意見を承った後に、各委員の皆様がもう少しお聞きしたいとか、この点が疑問だといふことがあれば、指名をさせていただいて、まず質疑といふか質問していただければ結構ですが、いかがでしょうか。

○波多野亘委員 誰といふことではないのですが、皆さんのお話を聞いていて思つたことですが、私、かなり総体的に申し上げたので、特に行政サービスの提供とまちづくり、あるいは地域づくりといふことを明確には申し上げませんでした。行政サービスをどう提供していくのかといふところが、結構、皆さんの主眼がまちづくりだとか地域課題解決といふところに行つていて、何か見えにくいなといふのを感じました。

ですので、次回なのか、そのあたりのところもまた深く伺つていければと思ひました。

○高林修委員長 今のお話はもっともだと思ひますし、次回の委員会でお互いの考えをもう一度述べていただきたいと思ひます。

○関イチロー委員 波多野委員の行政サービスといふ話ですが、これは、おおよそどういふものを想定していらっしゃるのですか。

○波多野亘委員 サービス全てが一応当てはまると思ひのですが、例へば、区役所以下のところで行つている業務だとか、あとはプラスアルファで言へば、住民、市民の皆さんから要望が多い土木だとか福祉だとか、そういったものが入ってくるかなといふふうに入っています。

例へば行程2-3のほうでやつた都市計画マスタープランに基づく様々な事業だとか交通計画だとか、そういったものも表現でいへば入るのかもしれませんが、私がここで申し上げたいのは、やはり

区以下のところ、以下という表現が合っているのかどうか分かりませんが、そういったところで提供されるサービスというようなものをイメージして申し上げています。

○関イチロー委員 土木に関しては、何となくイメージが分かりますけれども、福祉とか交通政策という点からいうと、交通体系は入らないので、それこそ区の権限みたいなもの、区の一種の課題ですよ。これとの関係のことをおっしゃっているのか。ですから、区以下というのがどこまでカバーしている話なのかということです。

○波多野亘委員 どこまでカバーというか、先ほど総論的にというのは申し上げました。もう一つ、ワンストップ型ということも申し上げました。これは今までの議論にもあったとおり、自己完結という部分が1つと、あと、つなぐという部分が1つあります。ですから、それが例えば区役所でワンストップという形に持っていくのか、あるいは皆さんおっしゃっているように、協働センターだとかサービスセンターというようなところでワンストップというようなものに持っていくのか。そういった、どこまで何をやればいいのかというものが、先ほど私申し上げましたし、太田委員もおっしゃっていましたけれども、財政とのバランスやニーズとのバランスをどう取っていくのかということの中で、先ほど関委員、森田委員もそうですが、例えば林業だとかそういったものは中山間地域あるいは当局提案の北遠区というようなところでやったほうがいいのかということはありませんでしたが、通常の戸籍、住基に関係するようなこと、あるいは福祉に関係するようなことといったものがどこで提供されるのかがいいのかということが見えなかったものですから、あえて皆さんに次回聞かせてくださいということで申し上げたつもりです。

○関イチロー委員 もうちょっと分かりやすく言うと、今やっている区の仕事に過不足があるというふうに思われていると。

○波多野亘委員 過不足がある、ないということも含めて、現段階では、私はまずは総論しか持ってきておりませんので、そこは、行程3の中で、具体的に皆さんとお話ができればいいなと思っています。先ほどからの繰り返しになりますが、地域づくりのほうのイメージの発言が多かったと思ったものですから、発言をさせてもらいました。

○高林修委員長 関委員、この件に関しては、ここまでいたします。行程3に入ってから具体的な協議もありますので、よろしくお願いします。

○太田康隆委員 委員長にお願いなのですが、これで最終的にはそれぞれ委員の価値観も含めて各論に入っていくと思いますし、それから詳細な議論になっていくと思うので、先ほど関委員も申されたように、とりあえず皆さんが主張されている概念的なところとか観念的なところ、これは総論的なところというふうに理解しましたけれども、それについては全くそのとおりだということも指摘されましたので、せめて最適な行政組織とは何なのかという、総論的に地方自治法の裏付けであったり、そういうことについては誰も異論はないと思いますので、そこだけは、今回なのか次回なのか分かりませんが、特別委員会として、最適の理解は押さえておいたほうがいいと思いますので、お願いしておきます。

○高林修委員長 行程2-4については、もう一回というふうに思っています、次回でまとめたいと思っています。

○松下正行委員 今話をされていたことは、行政サービスのことが中心で、関委員はどういう趣旨なのだということを波多野委員に聞いたと認識していますが、そのことは行程3でメリット、デメリットとかサービスのことをやるので、そこでの議論にしたほうがいいということが1つ。

それと今回、この委員会での最適な行政組織の認識を最終的にどこへ持っていくかということが大事

だと思っていて、各委員が言われたことは私もそのとおりだと思います。それだけではいけないかなということがあって追加で言いたいのですが、区の再編をやるために何があるかという認識なのですが、例えば、これから人口減少になってくる、それから浜松市全体として経費を削減していかなくてはいけない。そして、当然ながら組織の見直し、さらには、様々なまちづくり、サービスを提供するための人材育成と、ここがポイントかなというふうに思います。ぜひ委員長、そこら辺の皆さんの認識を聞いてもらえるといいかなと思いますが、どうでしょうか。

○高林修委員長 すみません、今のお話を変えて言いますと、区の再編をする目的は何かということですよ。今、その件についても、ここでお聞きになりたい気持ちは分かるのですが、ちょっと議論が右往左往すると思いますので、これも次回にお聞きすることかどうかは、ちょっと考えさせてください。

ついでに言いますと、もともと当局が区の再編をする目的というのは、今、松下委員がおっしゃったように、例えばインフラの問題とか少子高齢化の問題とか社会保障の問題とか人口減少とかあるとは思いますが、人員の削減というところまではもう踏み込みませんので、そのところだけ御承知おきいただきたいというふうに思っています。

それでは、一通り皆さんの御意見を拝聴しましたので、次回に回したいというふうに思います。

それでは、まず、資料要求がありました皆様のお手元に要求資料の一覧表があると思いますが、これに沿って、議事を進めたいというふうに思っています。

まず、要求のあった資料について、まず資料の1について当局から説明をお願いします。

○市民協働・地域政策課長 資料1の①、②について、説明させていただきます。行政組織等についての法的な設立の根拠、それとそれぞれの分掌している事務についてまとめたものになっています。

一番左に組織を並べてあります。

そして、それぞれの設置の根拠が自治法であったり条例であったり規則であったり、こういったものに基づいているかということも並べてあります。そして、一番右側に分掌を書き込んであります。

まず、第2種協働センターと第1種協働センターについては、市の規則で行政組織として定められています。

行政センターは、提案の段階であり、現在存在していないため、何にも基づいていないということで空欄としています。

なお、2種、1種の協働センターについては、欄外に米印で記載してありますが、市民の皆様が使う公の施設としての位置付けは協働センター条例で規定していますが、行政組織としての設置はあくまでも規則であるということで、表の中では規則の枠に記載してあります。

地域自治センターは、地方自治法において条例で定めることと決められていますので、設置根拠としては、地方自治法と記載してあります。条例のほうは補足的に入れてあるものと御理解ください。

それから区（区役所）です。こちらも自治法において条例で定めることと決められています。

総合区については、自治法の定めではありますが、本市においてはありませんので、空欄としています。

それから、ここから下は行政組織ではないものになりますが、区協議会については、自治法の中で区地域協議会を設けることができるという規定があり、条例で定めることとありますので、設置の根拠としては法になります。

それから、任意の区協議会と書いてありますが、附属機関については、全く任意というわけではなく、自治法の区協議会の定めとは別の条項に基づいて条例で定めるため、設置根拠は自治法ということになります。

それから、小規模多機能自治については、その自治組織を組織する方が全く自由につくることができるため、法的な根拠は特になく、分掌も同様に、何をどのように取り組んでいくかは自由に決められるため、全て空欄としています。

○総務部次長（人事課長） 資料1の③につきまして御説明をさせていただきますが、表紙が1枚ありまして、あと10枚もので合併以降の分野別の組織の変遷の主なもの、2つの構成になっています。

1枚もののほうで説明をさせていただきますが、こちらは令和元年9月26日開催の行財政改革・大都市制度調査特別委員会で資料提出をさせてもらったものそのものでして、合併以降の組織のもろもろを掲げているものです。

平成17年7月の合併、そして平成19年4月の政令指定都市移行後、新たな行政需要に対応する中で、本庁と区役所の役割分担の見直しや組織の効率化や事務の専門性の確保を目指して組織の再編を行ってきたというものです。

本庁と区役所の役割分担の見直しに関する主なものを御説明させていただきます。平成21年4月ですが、保健所及び保健所支所を保健所及び保健所浜北支所に再編したというものです。

平成22年4月につきましては、区役所の産業業務（商工・農林事務）を本庁へ集約した。それから平成23年7月につきましては、区役所の全ての土木事務を本庁へ集約した。そして平成24年9月は区役所の税務業務を本庁へ集約したというものです。

一方、本庁から区役所へ事務を分散させたものですが、平成21年4月ですが、東区、南区に健康づくり課を新設、平成22年4月については、中区に健康づくり課を新設して、これにより全区に健康づくり課が設置をされたというものです。

10枚ものの資料ですが、合併以降の分野別の組織の変遷の主なものということで、凡例を見ていただきますと、黒く塗りつぶしたものが本庁組織、そして白枠につきましては区役所等の組織というもので、1つ目に書いてあります税務につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、平成19年、7区にありました税務課が平成24年9月に本庁へ集約したといったものです。以下、また御参考ということで御提出をさせていただきます。

○高林修委員長 委員会資料をお配りしたときに、資料1の③及び資料5については、過去の委員会へ提出された資料で、それを持参していただきたいと申し上げています。特に、今の1の③については、令和元年9月26日の委員会、合併以降の組織改正ということで出していただいています。当時は奥家人事課長だったと思いますが、説明をしていただいていると思います。

もし今、その資料をお持ちでなければ、おっしゃっていただけますか。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 それでは、資料1を要求された松下委員から、資料の請求趣旨を御説明ください。

○松下正行委員 1の①、②については、今日、最適な組織の在り方を議論するというので、浜松市で過去にあったもの、現在あるもの、当局から提案のあったものについて、まとめて法的根拠、条例、また分掌がどういうものかというものを少しでも参考になればということで、もちろん御存じの方も大勢おられると思いますが、そういった意味で改めて資料としてまとめていただいて、提示をさせていただいたということです。

そして、③については、過去の特別委員会で出た資料ということで、これは、浜松市においてそれぞれの組織を実際施行してみても、変えていった経緯が分かる資料ということで出していただいて、浜松市としてもそういう組織変遷、移管といいますか、変えてきたというものが一目で見られる資料というこ

とですので、これも出していただいて、浜松市全体の組織の在り方を、今まではこうしてきたというもの資料として見ていただいて、今後の議論の中でどういう組織が最適かという議論が進めばいいと思って、資料請求させていただきました。

○高林修委員長 資料1の①、②は、一覧性がありますので非常に見やすいと思っていますし、③については、実は私が過去の委員会で請求した資料で、人事課の皆さんには本当に御苦勞をかけましたけれども、このまとめ方は非常に一覧性がある見やすいと思っています。

それでは、当局及び松下委員の説明について、質疑・意見のある方はおっしゃってください。

すみません、途中で大変恐縮なのですが、今日お配りした資料の最後に小規模多機能自治ネットワーク会議参加政令市への調査というものがあります。先ほどの市民協働・地域政策課長の説明の中で、小規模多機能自治という枠もつくっていただきました。この小規模多機能自治については、松下委員の御発案で、過去、委員会の中で協議をされました。私の記憶間違いでなければ、4月24日のときに松下委員が資料要求されて、波多野委員から当局へ少しまとめてくださいという御発言があったと思います。その取りまとめだと思いますが、松下委員から、この表に基づいて何か御説明ありますか。

○松下正行委員 浜松市もネットワークに入ったという話なので、本当はここに浜松市のことも入れてもらおうとよかったと思うのですが、これは、4月24日時点という意味合いでいいですか。

○市民協働・地域政策課長 4月24日の時点で加入している政令市をまとめました。

○松下正行委員 ですから、それ以降、浜松がこの小規模多機能自治ネットワーク会議に参加したことなので、参加の狙いという部分も話をしていただけるとありがたいと思います。

○市民協働・地域政策課長 先日、市としてこのネットワークへの参加を表明して、加入をいたしました。もともと小規模多機能自治は、本市の中山間地域などにおいて地域活動に携わっているNPOの方たちや、地域の団体の皆さんの活動の参考になればということで、以前から注目はしておりました。

そうした中で、地域の意見をどういった形で伺っていくかとか、どういう組織体で多機能自治組織からの意見を集約していくかということは、今回、改めて注目するポイントだと思ったところです。そのため、こういった両面で今後情報収集をしていきたいと考えて参加をしたところです。

○市民部長 補足をさせていただきますと、今、課長から御説明をしたところが狙いでして、市として今後、例えば区協議会の在り方について、この小規模多機能自治のようなものに変えていく、もしくは新潟のような動きをしていきたいという意図があって参加したものではないということは、御理解いただきたいと思います。あくまでも現行の、特に北遠、天竜区内のNPOの活動、どのように行政が声を拾っていくか、参考になればということで、情報収集が主だと御理解いただきたいと思います。

○高林修委員長 あくまで調査・研究、情報収集ということですね。

先ほどに立ち返りまして、資料1について御質疑、御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは次に資料ナンバー2、3、6について、まず当局から説明をお願いいたします。

○総務部次長（人事課長） 資料2です。

こちらは、平成29年度と令和元年度の正規職員数の政令市比較というもので、総職員数につきましては、総務省の定員管理調査を引用しているものです。総職員数には、一般行政部門のほか教育、消防、公営企業会計部門を含めたもので、人口1万人当たりの職員数の少ない順に並べてあるものです。

本市の比較を御説明させていただきますと、総職員数で言いますと、平成29年、令和元年比較ですと

71人の減です。内訳ですが、一般行政職員では3085人から3020人、65人の減ということになっています。続きまして、資料3です。

こちらも行財政改革・大都市制度調査特別委員会の平成27年9月16日の勉強会で提出したもので、区役所に係る組織改正の検証につきまして、平成28年4月以降を追加したものです。

2の組織改正の内容と効果ですが、組織数・職員数の変遷の破線部分が平成28年4月から令和2年4月を追加した部分になります。

組織図については、変更はございません。一番下の職員数につきましては、これは正規職員になりますが、平成27年4月の1019人から令和2年4月は958人ということで、61人の減少ということですが、内容につきましては、非常勤、再任用化のほか委託化というものです。

続きまして、3ページの上段ですが、こちらも破線で囲っています令和2年度、これは本庁と区役所の事務分担の見直しの中で、区役所から本庁へ移管したものです。保育所の入所業務でして、入所選考を本庁で行うということで、区から本庁へ業務を移管したというもので、人数につきましては10名を移管したものです。

次に、資料6の①と②です。

こちら平成27年8月12日に開催いたしました行財政改革・大都市制度調査特別委員会の勉強会で提出した資料でして、組織や職員数を令和2年4月現在に更新したというもので、更新箇所は太枠でお示しをしているものです。

1の市民サービスの提供組織についての(1)の体制の全体像の図の中段、②の1の事業所の第2種、こちらが103か所です。平成27年当時については109か所でした。

そして、その右側ですが、②の2、本庁ですが、11部66課、こちらは平成27年時点では10部67課ということですが。

そして、デジタル・スマートシティ推進事業本部、こちらは4月に部を設置したものです。

2の区役所についての(1)です。

区役所各課の業務と体制、こちら区役所の各課の業務と各区の令和2年4月1日現在の職員数に更新をしたものです。太枠で囲いましたところが変更した箇所です。その中で、会計年度任用職員は、令和2年4月1日に新たな制度となりました。以前でいう非常勤職員、臨時職員を合わせて会計年度任用職員という言い方になったところですが、ここでは、米印にございますように、当時と同じ対象としたということで、旧非常勤職員のみを掲載したものです。

イの職員数ですが、こちら第1種、第2種の協働センター等の職員数を令和2年4月1日現在に更新したものです。

○高林修委員長 それでは、要求された太田委員から、当局の説明を求めなかった資料4、5、7も含めて、請求趣旨を説明していただきたいと思います。

○太田康隆委員 資料5につきましては、令和元年12月18日の委員会資料と令和2年1月23日に一部更新されたものが既に配られていますので、そちらを御用意いただければと思います。

それでは、資料2から請求趣旨を含めてお話させていただきたいと思いますが、今回の行程2-4で議論していく内容が最適な行政組織とはということで伺いました。これは、本庁、区役所、出先機関の機能、役割分担、それから社会構造の変化、これは社会保障やインフラ等と今後の税収予測、行政需要予測などからということでした。これに基づき資料を請求していったのですが、今、浜松市の中期財政計画は平成36年までのものがつくられていて、今後の社会構造の変化と税収と需要の変化を見ていきな

から、最適な行政組織とは何だろうかと考えていかなければいけないわけですが、平成37年以降の予測について、財政課に一旦はお願いしたのですが、御承知のように、中期財政計画を策定するときの前提があるのです。例えば、税収についても国の税収の見込みであるとか、GDPの伸び、経済成長率であるとか、そういう前提があって予測が出てくるということになっています。それから、財政需要についても様々な環境変化とか、法律の改正だとかも含めて、一定の前提のもとにこれだけの財政需要があるということになっているわけです。具体的な例でいうと、県費負担教職員が平成29年から移管されたので、当然歳入も歳出もそのときから大きく変わってきているということがいい例だと思います。

資料を要求しましたが、この感染症ということ、国もGDPであるとか経済成長率であるとか、そういう将来予測をすること自体が非常に難しいということだったので取り下げました。したがって、その資料はありません。

それと、先ほど申し上げたように、最適な行政組織とは何だろうかと考えていくときに、できるだけ客観的なデータで裏づけを取っていききたい。そうすることで、私たちが主観的にああだこうだと言っていることが、かなり主観の部分が減ってくるわけです。ですから、客観的な事実というのは私たちは変えることができないので、それを見ながらできるだけ判断を誤らないということで、そういう数値、指標が必要だろうということです。そんな思いで要求しました。

では、資料2ですが、正規職員数の政令市比較は、これまで人件費、正規の職員の数とそれから総人件費の削減を、これは行革審にも指摘されて、合併以来ずっと進めてきたことであります。数のところは後の資料に出てきますけれども、では具体的に、今、客観的に政令市の中でどのくらいの職員数なのかというのを、職員の絶対数だけでは比較できないものですから、人口1万人当たりの職員数を示すことで政令市の中でどのくらいの位置にいるのかということが分かるということで、求めた資料です。

推計人口でやる場合もありますけれども、ここでは住基人口を職員数で割って、人口1万人当たりの職員数を出している。平成29年につきましては、人口1万人当たりの職員数は少ないほうから4番目、相模原市、福岡市、さいたま市、浜松市ということで、その次に、堺市が出てきますけれども、上位5つの市を見てみますと、順位が微妙に変わることはあっても大体この辺が常連です。

それで、相模原とか堺というのは我々と類似する後発の政令市ですので、職員そのものが少ないとか、いろいろな要素があると思います。福岡市につきましては、いつも1万人当たりの職員数、人件費率も少なく出てきます。これは、調べたところによると、どうやらアウトソーシングで、幼児教育の部分を民間へ委ねているということで、その部分の職員がかなり少ないということが分かりました。さいたまはちょっと分析していません。

それから、もう一つ、浜松が善戦しているのは、市域面積も影響しているのですが、ここに書いてありませんが、相模原が329平方キロメートル、福岡も340平方キロメートルです。さいたまは217平方キロメートル、堺にあっては150平方キロメートル、そういう市域面積の中で、市民サービスを提供する組織も恐らく相当節約できるのだろうという予測が立ちます。浜松が1500平方キロメートルという大変な広大な市域を持ちながら、こういった形で人口1万人当たりの職員数、これ正規職員ですが、それを減らしてきているというのは、非常に特異な例だと思います。

それから、令和元年度で申しますと、総職員数8826人のうち、平成29年以降は教職員も4000人ぐらい入っていると思います。教職員以外にも消防や公営企業も入れて8826人ということですね。定員適正化計画では職員の数というのは5000人をちょっと切るぐらいなので、そこの違いはあるわけですが、これは普通会計ベースで総務省の計算の仕方で職員の数を出しているということですね。

したがって、他の政令市との比較ができるので、浜松が職員の定員適正化だとかに非常に前向きに取り組んできた結果がこういう形で表れているのか、むしろこの少ない人数で大丈夫なのかという思いが片方にあります。またその議論は先に送りたいと思います。

それから資料3です。

これについては、行政区の制度をしいて区役所を7つ設けて、合併以降やってきたわけですが、漫然と何もしないでやってきたわけではなくて、本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方を平成21年12月に策定し、あるいは区出先機関再構築の基本方針を平成23年11月に策定したりして、非常に適正化に努力してきたということです。

2の組織改正の内容と効果のアを見ますと、平成19年4月の政令市の立ち上げのときには、部もありましたので、17部89課、職員数は1608人でした。後で触れますけれども、フラット化であるとか本庁へ業務を集約するとか様々なことをずっとやって、平成27年4月の段階で、7つの区役所で48課、1019人なので、600人を削減してきたということです。その後の推移を付け加えていただきましたが、48課でそのまま来ていますので、一応の成果が出てこの体制で来ていると私は理解しますが、ただ、令和2年4月には958人ということで、その後も職員数の削減をやっているということです。

では、どんな内容の削減をやっているかというのが下に書いてありまして、イとして、まず、①は組織の統廃合、フラット化です。これは平成20年の保健衛生課と健康増進課の統合から始まって、平成24年までの削減人数は93人です。それから、②として、本庁と区役所の事務分担の見直し、これは区役所でやっていたものを本庁に引き上げたということです。平成20年の土木事務から始まりまして、先ほど説明がありましたが、令和2年4月の保育所入所業務の移管までやってきているわけです。さらに、ものによっては、本庁から区役所に移すことで市民サービスの充実につながった。これはその次に書いてありますが、平成21年、東区、南区、あるいは中区に健康づくり課を新設した。そういうことで、減らした職員の数とプラスになった職員の数を合わせて、下の職員削減効果の139人を削減してきたということがこの表で分かるわけです。

ウのところは、区役所の満足度調査結果というのがあります。市民満足度というのもできるだけ客観的な指標で捉えていく必要があるだろうということで、3ページ、4ページを御覧いただきたいのですが、3ページが一番下段に、平成26年に実施した区役所利用者を対象としたアンケート調査の結果、提供するサービスの内容について満足度の平均、これは5段階評価ですが、4.1とおおむね高い評価を得ているとあります。ですから、市民に聞いてみれば、区役所ができたおかげで便利になったということも捨ててはならない視点だと思います。

それから資料4については、財務部が努力して財政のすがたをつくっていただくようになりました。その財政のすがた、平成30年度決算の資料編に出ている資料ですが、なかなかこれを分析する機会がないものですから、あえて資料として出させていただきました。

資料4の①は、データとして政令市比較に使うのは平成29年度の決算の数値です。普通会計です。注目したいのは、下の段の歳出のほうです。義務的経費、投資的経費、その他経費ということで性質的な分類をしています。このうちの義務的経費が注目のところで、その中に人件費があります、扶助費もあります、公債費もあります。資料4の①は、浜松市の経年の決算の数値を比較しています。人件費で見ますと、平成25年は15.74%。百分率の構成比ですので、何を意味するかというのはいろいろな捉え方があると思いますが、そういうことです。これが経年で変化して行って、裏のページに行きまして、平成28年、29年、30年と行くわけです。先ほど申し上げたように、平成29年から県費負担教職員が入って

いますので、人件費の構成比は例えば平成29年は23.74%になっていますが、その前、平成28年を見ますと14.66%ということです。

次に、資料4の②の最初のページの下の方の義務的経費、浜松市は人件費が23.72%で、類似都市平均が22.79%、政令指定都市平均21.35%ということで、他政令市と比較すると、人件費のポイントが1ポイントくらい上がってくるのです。先ほど資料2で申し上げましたが、職員数は明らかに減らしてきています。では、人件費の比率が高いのはどういうところに原因があるのかというのは、ぜひ皆さんで分析していただきたいと思います。

1つは、そもそも歳出規模も押さえ込んでいますので、全体規模、分母が小さくなってきたときに絶対値は変えられませんので、それで人件費の比率が上がるということもあるかもしれません。もう一つは、私は浜松の行政組織の特徴的なことも影響していると思いますので、またそれは各論のほうでお話ししたいと思います。

それから、資料4の③です。浜松の財政の健全性というのはどうなのかということ、人件費だけではなくて、広く見ていかななくてはいけないと思ひまして、求めました。

ここでは、財政指標として、財政力指数、経常収支比率、市債残高、将来負担比率が載っています。財政力指数も浜松市は0.88ということで、他市と比較しても全く遜色ないところかと思ひます。経常収支比率にしても、同様のことが政令市の比較の中では言えるのかなと思ひます。

めくっていただきまして、1人当たりの市債残高については、削減を進めてきていますので、1人当たり57万円ということで、どこと比べても少ないということです。

次のページの右の下に、プライマリーバランスが掲げてあります。これもおおむねプラスで推移している。

最後、42ページですが、将来負担比率があります。これはいつも言っているところですが、そもそも浜松市が返済しなければいけない将来負担の比率は、平成30年度の段階で、マイナス21.2%ということです。その前年もマイナス12.6%。最終ページには、その将来負担比率の政令市の比較があります。マイナスのところはどこもありません。類似都市も53.3%、政令市の平均にあつては99.8%ということで、基準財政需要に対して同等の返済借金があるということです。少なくとも借入れベースでの浜松市の健全性というのは言えるのではないかと思ひています。

それから、資料5です。

資料5の①は、指定都市における窓口サービスの状況ということで、これも政令市比較です。浜松市は区役所を含めて59か所で証明書が取得できます。これについては、各政令市ともそれぞれ特徴的な取組をしているので、そんなものかなということになりますし、例えば札幌でも証明書が取得できるサービスセンターが非常に多くて85か所ありますから、区役所の10、支所の2を入れると、97か所で証明書は取れる。問題は一番右の四角囲み、住民異動届の受付ができる窓口という欄です。浜松市の協働センターでは、103業務と言われる業務、国民健康保険の加入・脱退であるとか介護保険であるとか、様々なことを取り扱っているのです。ですから、浜松市でいいますと、この異動届の受付ができる窓口というのが区役所の7か所と協働センターの窓口業務46か所、計53か所になります。しかし、ほかの政令市、先ほどの札幌を見ますと、区役所の10と支所の2だけで12か所、サービスセンターはゼロ、できないのです。そういった業務はやっていません。

こういうことで、浜松市は、充実した市民サービスを提供できる出先機関が多過ぎるという指摘が以前からありました。特に、行革審でもありましたけれども、直近では、平成28年3月に行政経営諮問会

議の答申の中でも、本市においては、他の政令市よりもはるかに多く住民窓口機能を有する出先機関を有しておりという指摘をしています。

資料5の②です。

これは、窓口業務に従事する職員はどのくらいいるのかということをも市民部のほうで出していただいた資料です。別紙2は、区民生活課及び協働センター等取扱い件数表ということで、戸籍・住基の総合窓口業務を調べたものです。上に摘要が書いてありますが、職員が何人張りついているかということについては、例えば中区でいいますと、正規職員数、区民生活課42人、東部ゼロ、富塚ゼロ、駅前に1人、北部に2人、高丘葵に1人ということで合計46人という見方をしていきます。再任用、非常勤についても同様です。ちなみに非常勤は100人いるわけです。ただ、区民生活課と分類してあるのは中区の区役所に正規職員42名がいるということで、出先の東部の協働センターは正規職員ゼロです。これを見ますと、103業務に関わるのはほとんど再任用、非常勤の方々に網羅していると思います。

分析していくと、そこにどれだけの人数が張りついているのかというのが出てきますので、それも窓口業務の効率性を図っていく一つの基準かなと。

もう少し指摘しておきたいのですが、業務形態には103種というのと17種というのがありまして、業務はフルでやった場合、103業務なのだけれども、例えば中区のPRコーナーでいうと17種になります。この17種というのは、ずっと下へ行きますと、北区の鎮玉診療所も17種、浜北区については17種のところが3か所、天竜についても1か所ということで、そういうような協働センターもありますということを理解していただければいいわけです。

それからもう一つは、各協働センターが所管しているエリアの人口を見ると、本当に不均一なのです。一口に協働センターというのだけれども、例えば中区でいいますと、曳馬で3万6000人を所管しているとか、そういうようなことがあります。当然その所管の人口によって取り扱う業務の量も違ってくるのだらうと思います。

取扱い件数については、一番右のところに、それぞれの協働センターでの取扱い量、区の一番上に書いてあるのは恐らく区役所での取扱い量だと思いますけれども、そんな見方で分析していただければと思います。

次ページからは、103業務の具体的な分類とその業務がどのくらい需要があるかということです。例えば、1の住民票の2のところで行きますと、住民票記載事項証明書、東部協働センターでは年間191件、こういう見方をしていくということです。一番上の番号に網かけしてある部分は、先ほど申し上げた17種の業務についての印です。

こんな見方で3ページ、4ページとかを見ていきますと、年間取扱い件数ゼロというのも結構出てきます。浜松市は平成5年、中核市の時代に、全国に先駆けて、協働センター、当時は公民館ですが、市民サービス窓口を付設して、できるだけ身近なところで市民サービスの提供をということで始めた先駆者です。大変充実した市民サービスが展開されていたと思います。

ちなみに、福岡市も出先でワンストップの総合窓口、市民サービスコーナーを浜松のようにやりたいということで視察に来たようですが、コストがかかり過ぎてとてもできないということでやっています。福岡は区役所が大変混雑しています。

ただ、平成5年はどんなときだったのかと考えると、先ほど適正ということを判断していくときに時代背景も考えていかなければいけないということも申し上げましたが、まだまだ経済的には非常に恵まれた時代で、コストをかけられた時代かなと思います。実際に、協働センターでやっている103業務と

というのは最終的には区役所で取り扱うので、協働センターで受け付けて区役所へファクスで送ってということ。マニュアル本がありまして、職員の方たちはそのマニュアル本に沿って、ファクスで送受信しながら窓口対応をしているということです。これが時代に即しているのか、これだけの業務を本当にやらなければいけないのかという議論は、まだ平成5年以降されていないと伺っています。

資料の6です。

○高林修委員長 太田委員、資料6については、課長の説明とかぶらないようによろしくお願いします。

○太田康隆委員 はい。

今回の行程2-4で本庁、区役所、出先機関の機能、役割分担ということを議論します。よく出先機関というのがごちゃごちゃになるものですから、この平成27年のときに出していただいた資料が非常に整理されていると思っています。一般的に出先機関というのは、市民サービスセンター単独の9か所、それから天竜のふれあいセンター、小規模な公民館ですが、これが8か所、今申し上げた協働センター、第1種が7か所、2種が35か所です。区役所が7か所。これらが一般的な区役所と区役所の出先機関というふうに理解して、その下に事業所として第1種22か所とありますが、清掃センターとか土木整備事務所が書いてありますけれども、例えば博物館とか美術館などもいわゆる第1種なのです。ですので、事業所は本庁の出先機関としてあると。それから、右のほうに本庁があって、11部66課があるということで、本庁と区役所、区役所、出先機関をどうやっていくのが効率的なのかということの議論を考えていく上で一番見やすいと思っています。

協働センターというのがよくごちゃごちゃにされるのですが、第1種協働センター7か所というのは、平成17年の合併のときのいわゆる旧町村が第1種の協働センターということで、合併後、日も浅いので、合併当時のサービスをできるだけ維持していくために人間もたくさん張りつけていると理解しています。

それから、第2種の35か所は、旧公民館に住民自治をサポートしていくという役割を入れて、コミュニティ担当職員を張りつけて平成24年に協働センターに変えた。もっと言いますと、この旧公民館というのはどういうものだったかという、昭和の合併のときの浜松に合併してきた村、町、そういう理解でいいと思うのです。要するに、1世代前の町、村の単位が公民館、協働センターになっている。だからそこでは、地域とのつながりとか地域のいろいろな運営とか、協働センター単位でやるのが心地いいので、なかなかこの統廃合というのは前へ進んでいかない。昭和の旧町村が成立してから何年たつのか分かりませんが、そういうことだと思います。

○関イチロー委員 委員長、もう少し簡便に。

○太田康隆委員 簡便にいきましょう。

協働センターがどういうものかということだけ。中学校区に1つというようなことでつくっていった公民館単位が今でも残っていると。

最後の資料7です。

そうしたものを分かりやすく見るのに、この平成29年9月に発行していただいた市政だより、広報はまつの2ページ、3ページ、4ページ、5ページあたりに説明があるものですから、これを見ると、場所もプロットされていて、今申し上げた第1種であるとか第2種であるとかということが書いてあります。そういったことで、これを見ていただくと、協働センターの仕事とは何ですというのが分かると思います。裏面は取扱い業務について書いてあります。103業務と17業務です。

今後の議論のたたき台として客観的な裏付けとなる資料が必要だと思って請求しました。

○高林修委員長 それでは、資料8について当局から説明してください。

○総務部次長（人事課長） 資料8は、令和2年4月1日所属別の職員数、令和2年4月1日現在のグループ名入りの組織図、浜松市の事務分掌規則と区役所の事務分掌規則の4点です。

所属別職員数について少し御説明をさせていただきます。一般が正規職員8795人、そして再任用職員が557人、会計年度任用職員につきましては、旧非常勤職員が1395人、旧臨時職員が193人で、合計1万940人です。会計年度任用職員については、先ほど少し触れましたけれども、改めて少し御説明させていただきます。非常勤職員の増加に伴い、任用制度の明確化や特別非常勤職員の適正確保のために、地方公務員法の改正によりまして、本年4月から制度改正したというものです。

勤務条件や報酬等につきましては、移行前の条件を完全にスライドしているというものです。今回、便宜的に旧非常勤職員、旧臨時職員に分けて職員数をお示したというものです。

○高林修委員長 それでは、資料8を請求した波多野委員から資料の請求趣旨を説明してください。

○波多野亘委員 この行程2-4では、最適な行政組織を考えていくというところの中で、平成26年の総務大臣通知の中でも、どのような区の在り方がふさわしいかということも含めて、事務分掌条例で制定をしていくという中で、まずはどういった職員数で、そしてその次に市組織図というのがあると思いますが、それぞれの所属の中にどんなグループがあってということが書かれています。そして、その後には市の事務分掌規則と区役所事務分掌規則という中で、どういった業務がされているかというところがあります。

先ほど太田委員からも、市民サービスセンターで103業務がどういった形でされているかということがありました。また、先ほど皆さんの御意見を聞いた中で、行政サービスという表現をしてしまいました。事務分掌をどこの場所でどのようにやったらいいのかということ、最適な行政組織を踏まえた上で、行程3のほうで検討していくということで、今現状、この資料を請求させていただきました。

また、請求はしてありますが出てきていない依頼中の資料もある中で、現状の課題だとか、そういったところも太田委員と同じように浮き彫りにできればということでの請求です。

○高林修委員長 ありがとうございます。先ほどの行政サービスの話は、今のお話に切り替えたというか、改めて言い直したということですのでよろしいですね。

○松下正行委員 今の資料でいくと、5番の①、②はサービスの話なので、本来今回ではなくて、次の行程3-1の資料かなということと、一応当局が説明しているので、ちょっと太田委員の説明が長過ぎると思うので、やるのであればもう少し簡潔にいただければと思います。重複しているという感じと、以前の資料の話なので、そこはあっさりというか、この資料を読み込めば分かることなので、そこまで説明するのはどうなのかなというのがちょっとありましたので、意見させてもらいます。

○高林修委員長 私の意図としては、行程2-4についてはもう一回やりたいということがありまして、恐らくこの資料の配付は昨日だと思いますので、今日の委員会までに読み込みは無理だというふうに思っています。太田委員にあえて過去、当局が説明したことを、確かに二重に説明しているところがあるのは間違いないのですが、ここで太田委員の資料請求の趣旨も含めておっしゃっていただくことによって、次回の委員会で皆さんにいろいろな御意見をいただきたい、次回30日まで約10日間ありますので、よく読み込んでいただきたいということです。これだけの資料を読み込むことは大変かもしれませんが、まず、太田委員に口頭で説明していただいたことで耳から入ることは非常に重要だと思われましたので、松下委員、あえて太田委員には説明をしていただきました。

前回の委員会の中で、関委員から酒井委員に水窪から区役所とか本庁に来なければいけないという業

務を具体的におっしゃっていただきたいというふうな問いかけがありました。その日でなくていいということでしたので、酒井委員のほうで、それに対するお答えをいただけるということですので、よろしくお願いします。

資料については、先ほど配付させていただきました報告資料、酒井メモというのがありますので、これを御覧ください。

○酒井豊実委員 前回の委員会の中で、関委員から質問が出されましたが、具体的な手持ちの資料もなく、頭でも整理されていないということで、改めて振り返ってみるところです。

今日、報告が既にありました資料1の③であるとか、資料5の中にもいろいろと変化あるいは廃止、削減というのが出てきていますので、それはそれとしたいと思います。

それで、私が酒井メモとして出したものは、地域協議会や区協議会で答申をしたものの中に、1ページ、2ページと年次別に羅列してありますけれども、こんなにもたくさんの旧市町の基礎的自治体の実行していたものが廃止されたのかということで、一つ一つを思い起こしながら書き込んだわけでありませぬ。

やはりこれによって、住民、市民サービスがそれぞれの区、地域において大きく低下したことは間違いない。住民福祉の増進というよりも低下したというものも含まれていますし、ここには答申されたものしかありませんけれども、小さなところでの様々なサービスが資料5だとか資料1の③の中に含まれているものも多岐にわたってあるということですので、ぜひそれを読み取っていただきたいと思います。

裏面ですけれども、一市多制度、都市内分権の縮小廃止と、ひとつの浜松市化と書いてありますが、代表的な文言で書き込ませていただきました。その注の1から10までのところで、ざらっとどういものがということ、これも既に資料の中に出てきているものもありますけれども、郷土資料館の廃止というのが幾つかありましたし、水道の問題、住宅の問題、市営住宅などでは民間委託、2拠点化によって、以前は旧自治体、基礎的自治体の窓口で市職員が対応できていたものが、その2か所まで出向かないといういろいろできないということで、非常に不便を来しているという状況も、昨今の事例の中で出てきています。

あと、体育施設の利用料金の統一基準化は昨日の本会議での反対討論の中でも述べたとおりで、皆さん御案内のとおりであります。

あと、旧公民館のこと、簡易水道の水道事業の統合の問題、教育委員会のこと、皆さんこれも御存じのことだと思いますので、詳しくは申しませんが、以上簡単でありますけれども、一応説明とさせていただきますと思います。

○高林修委員長 関委員、今のお話で、前回の質問の答えになっているかどうかから始めてください。

○関イチロー委員 委員長がおっしゃっていただいたように、これは私の質問の答えにはなっておりませぬ。

どちらにしても、次回、資料請求にのっかってお聞きしてみたいと思います。

○高林修委員長 では次回委員会で関委員から資料請求をされるということで。

今日の資料については、行程3においても当然活用すべきものがあると思います。今日のところは、特に太田委員、波多野委員のところについて質疑の時間を設けなかったものですから、この資料の中身については、当局も含めてですが、30日の委員会で質疑応答をしていきたいと思っています。

次回は6月30日火曜日午前10時から委員会を開催し、引き続き、行程2-4の協議をいたします。

ここで、資料要求について、改めて皆さんにお願いをいたします。

行程2-4に関しては、明日6月19日までが提出期限となります。前回同様、提出していただきました資料要求依頼書につきましては議会事務局から当局に提供いたします。当局から内容確認の問い合わせがありましたら、御説明をよろしくお願いいたします。

それでは、次回30日については、今日の協議を継続するという事でよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を閉会いたします。

11:57